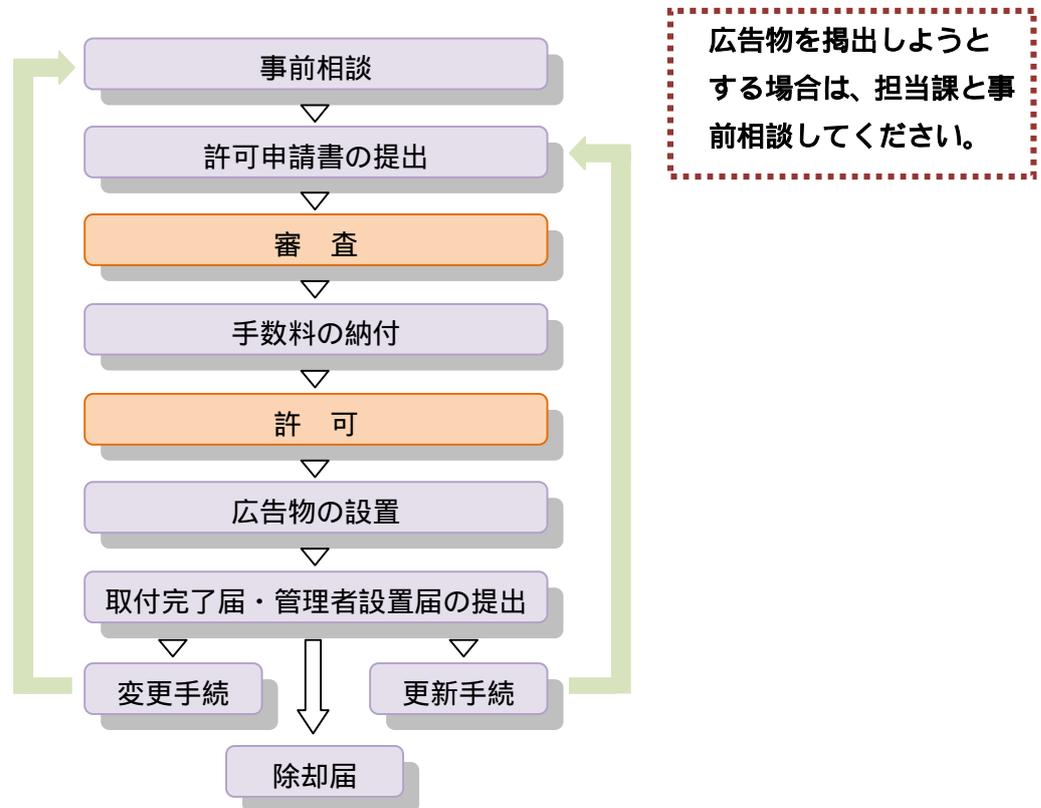


12 .許可申請等の手続き

屋外広告物を掲出する場合には、一部の適用除外広告物を除き、あらかじめ市長の許可が必要です。また、屋外広告物を変更等（表示内容の変更、改造、移転）する場合についても許可が必要です。

(1) 許可手続きの流れ



(2) 許可申請の必要書類 (条例第 8 条、条例第 17 条第 1 項、同条第 2 項)

提出書類		新規・変更	更新
1	屋外広告物許可申請書（正副 2 部）		
2	付近見取図、掲出場所の状況が分かるカラー写真（直近 3 ヶ月以内に撮影したもの）		
3	広告物等の形状、材料、構造に関する仕様書・構造図		-
4	広告物の色彩、意匠、表示面積を明らかにした模写図		-
5	建築物を利用するものは、建築物との位置関係、壁面等の状況を明らかにした図面、既存広告物の模写図、カラー写真		-
6	道路等までの距離、交通信号機、踏切までの距離、他の広告物との相互距離を明らかにした図面		-
7	他人の土地、建物、物件に掲出する場合は許可書・承諾書・賃貸契約書等の写し		
8	屋外広告物自己点検結果報告書	-	
9	委任状（広告主が申請手続きを他人に委任する場合）		
10	その他必要と認める図書等		

：提出が必須となる書類

：該当する場合に必要な書類

(3) 許可期間と手数料

- ・屋外広告物は、その種類によって許可期間と手数料が定められています。
- ・申請手数料は、新規、変更、更新の各許可申請の際に必要となり、申請の際に納付しなければなりません。

広告物の種類		単 位	手数料の金額	許可期間
看板、 広告板、 広告塔	5㎡未満	1枚・1基につき	1,000円	2年以内
	5㎡以上から10㎡未満	1枚・1基につき	2,000円	
	10㎡以上	1枚・1基につき	3,000円 15㎡を超えるものは、 3,000円に15㎡を 超える5㎡又はその端 数ごとに1,000円を 加算した額とする	
アーチによるもの		1基につき	4,000円	2年以内
宣伝車		1台につき	2,000円	1年以内
電柱・街灯利用広告物		1個につき	300円	
標識利用広告物		1個につき	300円	
車体利用広告物		1個につき	300円	
アドバルーン		1個につき	800円	
広告幕		1枚につき	300円	30日以内
のぼり・旗		1個につき	300円	
貼紙・貼札		100枚につき 100枚未満であるとき は100枚とする	300円	
その他の広告物		1枚(基、個)につき	300円	

(4) 許可期間の更新

許可期間経過後も引き続き掲出する場合には、許可期間が30日を超え2年以内のものは、期間満了の30日前、その他のものにあつては10日前までに許可期間の更新手続きが必要です。

(5) 完了の届出(条例第18条)

看板、広告板、広告塔、アーチによる広告物について、市長の許可を受け、屋外広告物の取り付けが完了したときは、屋外広告物取付完了届に当該広告物等のカラー写真を添付して、速やかに市長に届け出なければなりません。